

正しい交通ルールを守る運動推進マーク

岩手の交通安全

2015 **7** 月号



5/11 春の全国交通安全運動 出発式（達増会長、谷藤盛岡市長、堀県警本部長）岩手県庁前



夏の交通事故防止県民運動

8月1日(土)～8月10日(月)

運動の重点

- ① 暑さなどによる過労運転の防止
- ② 夏休み中の子どもの交通事故防止
- ③ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシート
の正しい着用の徹底
- ④ 飲酒運転の根絶

スローガン

思いやり ゆとりは無事故へ つづく道



岩手県交通安全対策協議会

平成27年度岩手県交通安全対策協議会事業計画

去る5月28日、岩手県庁において平成27年度当協議会総会が開催され、「平成26年度事業報告及び収入支出決算」が承認されたほか、「平成27年度事業計画及び収入支出予算」が決定されました。

なお、事業実施方針及び事業実施計画は次のとおりです。

会員の皆様におかれましては、今後とも広報啓発活動の推進にご協力いただきますようお願いいたします。

1 事業実施方針

○ 基本方針

人命尊重の理念の下、交通事故の撲滅を目指して、すべての県民が交通安全思想の高揚に努め、正しい交通ルールへの遵守と交通マナーの実践を通じて、安全で快適な交通社会を築くため、「正しい交通ルールを守る県民運動」を中心として、関係機関・団体及び地域住民が一体となって、県民総参加による交通安全運動を強力に推進する。

○ 運動の基本

- 1 高齢者と子どもの交通事故防止
- 2 被災地域の交通事故防止

○ 重点項目

- 1 ライトの早め点灯・反射材用品等の活用
- 2 全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの着用
- 3 飲酒運転の根絶
- 4 スピードダウンの徹底
- 5 自転車の安全利用の推進

○ 季節運動等

- 1 新入学期の交通事故防止推進期間
(4月6日～4月15日)
- 2 春の全国交通安全運動(5月11日～5月20日)
交通事故死ゼロを目指す日(5月20日)
- 3 夏の交通事故防止県民運動(8月1日～8月10日)
- 4 秋の全国交通安全運動(9月21日～9月30日)
交通事故死ゼロを目指す日(9月30日)
- 5 高齢者の交通事故防止県民運動
(10月17日～10月31日)
- 6 冬の交通事故防止県民運動(12月1日～12月10日)

○ 交通安全活動の日

- 1 岩手県交通安全の日(毎月1日)
- 2 岩手県自転車安全指導の日(毎月8日)
- 3 岩手県シルバー交通安全指導の日(毎月17日)

○ 年間スローガン

『希望郷 いわての願い 無事故の絆』



2 事業実施計画

○ 啓発活動

1 季節運動等

- (1) 各会員による啓発
- (2) 啓発用ポスター・リーフレット・黄色い羽根等の配付
- (3) コンビニ、道の駅等へのポスター掲示による広報

2 交通事故非常事態宣言発令に伴う広報

- (1) 会長談話の発表
- (2) 会員による広報(バス・タクシーへの掲出他)

3 各種広報事業

- (1) 各会員による広報
- (2) ラジオ(ラジオスポットCM放送)による広報
- (3) バス・タクシーの車体(マグネットシート)を利用した広報
- (4) ホームページによる広報
- (5) 交通事故発生状況及び交通安全対策情報による広報
- (6) 機関紙「岩手の交通安全」の編集発行

4 高齢者の交通事故防止対策事業

- (1) 高齢者の交通事故防止・交通マナーアップ事業の実施
- (2) 高齢者行事でのミニ講習及び反射材用品活用促進運動
- (3) 三世代交流交通安全事業の実施
- (4) 高齢者交通安全指導(安全教室)の実施
- (5) 高齢者世帯家庭訪問事業等の実施

5 児童生徒の交通安全教育の推進事業

- (1) 交通安全ポスターコンクールの実施
- (2) 高校生交通安全テレビCMコンテストの実施

6 被災地域の交通事故防止対策事業

- (1) 復興関連事業所への情報提供の実施
- (2) 被災地コミュニティFMとの連携による広報

7 交通安全功労者等の表彰事業

- (1) 交通安全功労者等の表彰
- (2) 交通死亡事故ゼロ継続市町村の表彰

8 各種共催、後援事業の実施

- (1) 関係機関・団体と連携した共催・後援の実施
- (2) 交通安全パネル展の共催と優秀作品の表彰

○ 県民大会

正しい交通ルールを守る運動県民大会の開催
11月4日 盛岡市内での開催を予定

○ 委託事業

1 季節交通安全運動推進事業

- (1) 黄色い羽根購入・配付【再掲】
- (2) 交通安全啓発ポスター・リーフレットの作成配付【再掲】

2 交通安全は家庭から運動促進事業

- (1) 三世代交流交通安全事業の実施【再掲】
- (2) 高齢者交通安全指導(安全教室)の実施【再掲】
- (3) 高齢者世帯家庭訪問事業等の実施【再掲】

春の全国交通安全運動で出発式・街頭活動を実施

5月11日から20日までの「春の全国交通安全運動」の実施に合わせて、期間初日の5月11日、岩手県庁前において、盛岡市と合同で100人を超える出席者により、出発式と街頭啓発活動を行いました。

出発式では会長である達増知事と谷藤盛岡市長があいさつ、堀県警本部長が開始宣言を行い、盛岡市交通指導隊長と盛岡市防犯隊総隊長の出発申告ののち、白バイ・パトカー・交通安全広報車による車両パレードを行いました。

その後、当協議会の会員などが黄色い羽根やリーフレットなどを配布し、交通安全を広く呼び

かけました。

なお、期間中の交通事故死者数はゼロでした。



滝沢市が交通死亡事故ゼロ継続500日を達成

岩手県交通安全対策協議会では、交通安全活動が優秀で他の模範となる団体等を表彰しています。

去る6月26日、滝沢市が交通死亡事故ゼロ継続500日を達成し、6月30日、滝沢市公民館において交通死亡事故ゼロ日継続表彰が行われ、柳村典秀滝沢市長に対し、表彰状とトロフィーを授与しました。

滝沢市では、平成26年2月12日以降交通死亡事故が発生していません。柳村市長は、「交通安全団体の積極的な活動に感謝している。関係機関や自治会との連携を強め、死亡事故ゼロを継続して

いきたい。」と喜びと決意が述べられました。



交通安全子供自転車岩手県大会が開催される

7月18日（土）に、第48回交通安全子供自転車岩手県大会（主催：岩手県警察本部、（一社）岩手県交通安全協会）が盛岡市青山の警察学校体育館で開催されました。

この大会は、児童に競技を通じて身につけた交通ルール及びマナーを道路交通の場で習慣づけることにより、交通事故の防止を図ることを目的としているものです。

県内の3つの小学校から4チーム（1チーム4名）とオープン参加7人の合計23人が出場。選手は、体育館内に設定されたコースにおける走行テスト、学科テストに挑みました。競技後は、交通機動隊による白バイやパトカー展示が行われ、乗車体験や記念撮影で盛り上がりしました。

競技の結果、玉里小学校（奥州市）が優勝し、8月に東京で開催される全国大会に県代表として参加する予定です。



道路交通法一部改正のポイントについて

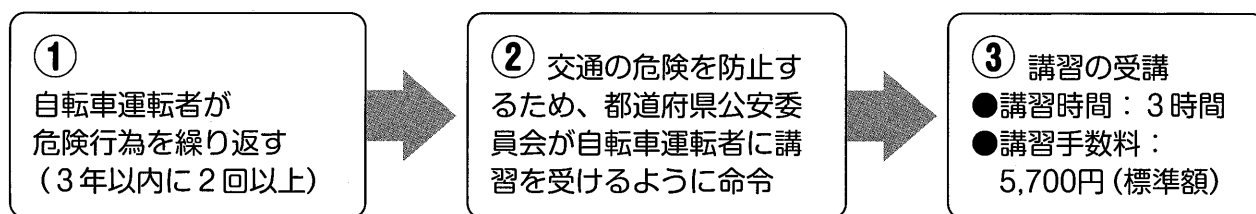
1 平成27年6月1日施行の道路交通法改正

平成27年6月1日に、道路交通法の一部を改正する法律の一部が施行されました。自転車が関係する交通事故は減少傾向にはあるものの、自転車対歩行者の事故はほぼ横ばいであり、また、歩行者との事故で自転車利用者が加害者となる交通死亡事故が発生していることなどから、自転車運転者の対策が強化されるものです。

ポイント

自転車の運転に関して、信号無視などの一定の危険行為を反復してした者が、更に自転車を運転して交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、自転車運転講習の受講を義務付けることとなりました。

なお、受講の命令に従わなかった場合は、5万円以下の罰金となります。



【危険な違反行為とは・・・】

1	信号無視	8	交差点優先車妨害等
2	通行禁止違反	9	環状交差点安全進行義務違反等
3	歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）	10	指定場所一時不停止等
4	通行区分違反	11	歩道通行時の通行方法違反
5	路側帯通行時の歩行者の通行妨害	12	制動装置（ブレーキ）不良自転車運転
6	遮断踏切立入り	13	酒酔い運転
7	交差点安全進行義務違反等	14	安全運転義務違反

2 平成27年6月17日公布の道路交通法改正（一部を除き、公布から2年以内に施行）

平成27年6月17日に、道路交通法の一部を改正する法律が公布されました。高齢運転者対策の推進を図るための75歳以上の運転者に対する臨時的認知機能検査制度の導入などが段階的に施行されます。

ここでは「高齢運転者対策の推進を図るための規定の整備」について解説します。

① 臨時認知機能検査に関する規定の整備

公安委員会は、75歳以上の運転免許保有者が、認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為（信号無視など）をしたときは、その者に対し、臨時に認知機能検査を行うこととなります。

② 臨時高齢者講習に関する規定の整備

公安委員会は、上記の認知機能検査を受けた者が、一定の基準に該当するときは、その者に対し、当該認知機能検査の結果に基づいて高齢者講習を行うこととなります。

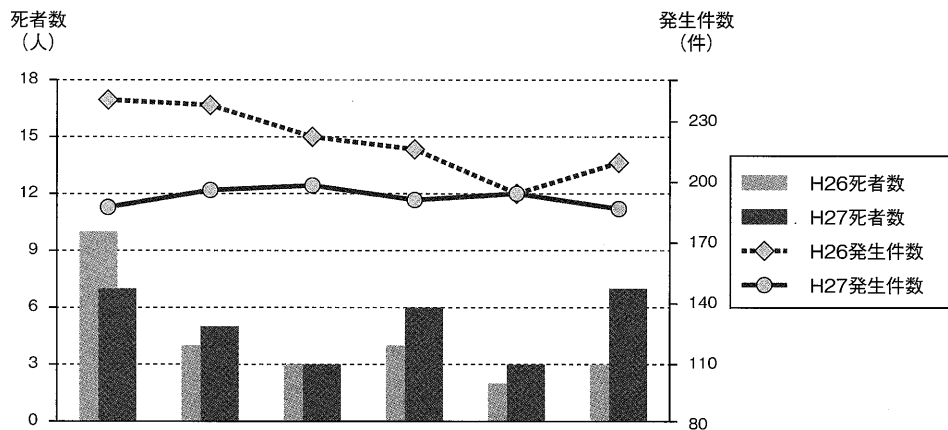
③ 臨時適性検査等に関する規定の整備

公安委員会は、認知機能検査を受けた者が、認知症のおそれがあることを示す一定の基準に該当したときは、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し一定の要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずることとなります。

交通事故の概況(平成27年上半年)

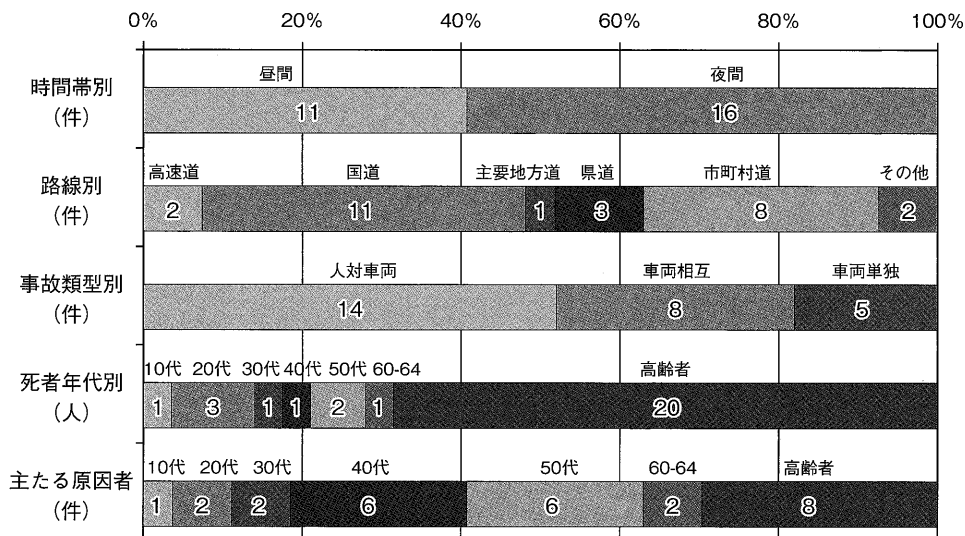
1 平成27年上半年(6月末時点)の交通事故発生状況(概数)

(1) 月別の発生状況



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	合計	前年比	
発生件数	187	196	198	191	194	186	1,152	-164	-12.5%
死者数	7	5	3	6	3	5	29	3	11.5%
負傷者数	225	247	253	242	243	225	1,435	-208	-12.7%

(2) 交通死亡事故の状況



2 平成27年上半年の交通死亡事故の特徴

(1) 死亡事故が増加。

上半期の交通事故は、前年と比較して発生件数、傷者数は減少したが、死者数は1月と3月を除き、増加している。

(2) 死亡事故の事故類型は人対車両が多い。

人対車両の事故では、横断中の歩行者と車両が衝突する死亡事故が10件発生している。また、車両相互の事故では、正面衝突や出会い頭衝突など8件発生している。

(3) 死者は高齢者が最も多く、前年より増加。

全死者数の6割以上を占める20人が高齢者であり、平成26年と比較して7人増加している。

お知らせ

市町村交通災害共済

交通事故でケガをしたり、死亡したとき、被災者やその家族に見舞金を支給する相互扶助制度です。

■加入対象者 県内の住民基本台帳に登録している方

■共済期間 H27.8.1～H28.7.31

■掛金 1人400円

■見舞金の支給内容

死亡及び重度後遺障害等…1,100,000円

入院1日につき……………2,000円

通院1日につき……………1,000円

(ただし、けがの場合は20,000円から300,000円の範囲内)

■申込先 市役所、町村役場担当窓口………随時

■申込期間 県内の金融機関…6/1～9/30まで

■問合せ先 市役所、町村役場の担当窓口

岩手県市町村総合事務組合

電話 019 (622) 6279

市町村 平成27年度県民のための
交通災害共済

掛金年額「おともにもいも」
400円
見舞金 2万円～110万円

少ない掛金！
大きな保障！

安心

加入申込み受付 共済期間
平成27年 6月1日② から 平成28年 8月1日②～7月31日②
※加入受付日が9月1日以後の場合は受付日の翌日の午前0時からとなります。

各市役所・町村役場
岩手県市町村総合事務組合 ☎019-622-6279
※お近くの金融機関の窓口でも加入できます。

自転車を利用するために

道路交通法では、自転車は「車両」の一種「軽車両」となっており“乗れば車の仲間入り”です。
交通ルールの遵守はもちろんのこと、自転車の利用マナーを守り安全に乗りましょう。

■自転車に乗るときは

「自転車安全利用五則」を守りましょう！

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
夜間はライトを点灯
交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子供はヘルメットを着用

■対人傷害等保険に加入しましょう！

万が一自転車で事故を起こした時は、被害者の方の受けた損害を賠償しなければなりません。

損害賠償を確実に行うことができるようにするためにT Sマーク制度や各保険会社の対人傷害等保険に加入しましょう。

「私だけは事故を起こさない」と過信せず、万が一の事故に備えて保険には確実に加入しておくようにしましょう。

■T Sマークについて

○T Sマークとは？

自転車安全整備士が点検・整備した普通自転車に貼るシールのことで、このT Sマークには傷害保険と賠償責任保険が付帯しています（付帯保険）。青色マーク（第一種）と赤色マーク（第二種）があり、賠償内容が違います。

○T Sマーク付帯保険とは？

T Sマークに付帯された自転車の保険です。保険の対象は、点検年月日と自転車安全整備士番号が記載された保険有効期間中のT Sマーク貼付自転車に搭乗中の人が対象となります。

保険の有効期間は、T Sマーク記載の点検日から1年間です。

赤色TSマーク 貼ってある？

最高5000万円の保険が付いて安心
自転車整備のプロによる点検・整備で安全

平成26年10月1日、赤色TSマーク付帯保険が変わりました
賠償責任保険金（限度額） 2000万円 → **5000万円** 改定
被害者見舞金（新設） 一律 **10万円** 新設

公益財団法人 日本交通管理技術協会

編集・発行 岩手県交通安全対策協議会

〒020-8570 盛岡市内丸10-1 岩手県環境生活部県民くらしの安全課内

TEL：019(629)5330 FAX：019(629)5279